

◎新潟県告示第1144号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和2年10月23日

新潟県知事 花角 英世

1 埋立免許年月日

令和2年10月13日

2 出願人の名称及び住所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市両津夷372番地5の西側に接する公有水面

(2) 区域

次の各地点のうちP1の地点からP3の地点までを順次に結んだ線、及びP3の地点と10733の地点を結んだ線、及び10733の地点とP1の地点とを結ぶ令和元年の春分の満潮位（D. L. +0.374m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

P1の地点 佐渡市両津夷372番地4地内の物揚場敷にある四等三角点魚市場（北緯38度05分18秒4099、東経138度26分05秒6398）から91度29分13秒40.23mの地点

P2の地点 P1の地点から248度51分35秒2.800mの地点

P3の地点 P2の地点から158度35分40秒195.932mの地点

10733の地点 P3の地点から68度51分35秒2.800mの地点

P1の地点 10733の地点から338度35分40秒195.932mの地点

(3) 面積

548.69平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県佐渡市両津夷372番地5の西側に接する公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びP4の地点とP1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

P4の地点 佐渡市両津夷372番地4地内の物揚場敷にある四等三角点魚市場（北緯38度05分18秒4099、東経138度26分05秒6398）から86度15分59秒39.083mの地点

P5の地点 P4の地点から248度51分36秒6.660mの地点

P6の地点 P5の地点から158度35分40秒203.653mの地点

P7の地点 P6の地点から68度51分45秒6.667mの地点

10733の地点 P7の地点から338度29分56秒3.861mの地点

P1の地点 10733の地点から338度35分40秒195.932mの地点

P4の地点 P1の地点から338度35分34秒3.860mの地点

(3) 面積

1,356.37平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地